

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年7月14日
【計算期間】	オーストラリア・アジアREITファンド Aコース（為替ヘッジなし・毎月決算型） 第7特定期間 オーストラリア・アジアREITファンド Bコース（為替ヘッジあり・毎月決算型） 第7特定期間 オーストラリア・アジアREITファンド Cコース（為替ヘッジなし・年2回決算型） 第7期 オーストラリア・アジアREITファンド Dコース（為替ヘッジあり・年2回決算型） 第7期 （自 2019年10月16日 至 2020年4月14日）
【ファンド名】	オーストラリア・アジアREITファンド Aコース（為替ヘッジなし・毎月決算型） オーストラリア・アジアREITファンド Bコース（為替ヘッジあり・毎月決算型） オーストラリア・アジアREITファンド Cコース（為替ヘッジなし・年2回決算型） オーストラリア・アジアREITファンド Dコース（為替ヘッジあり・年2回決算型）
【発行者名】	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高城 洋一
【本店の所在の場所】	東京都墨田区江東橋二丁目13番7号
【事務連絡者氏名】	伊勢谷 知也
【連絡場所】	東京都墨田区江東橋二丁目13番7号
【電話番号】	03-5638-1450
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

各コースにつき上限2,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 Cコース/ Dコース 年2回	グローバル （日本を含む） 日本	ファミリー ファンド ファンド・	Bコース/ Dコース あり（フル ヘッジ） Aコース/ Cコース なし	日経225 TOPIX その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益追求 型 その他 （ ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年4回 年6回 （隔月） Aコース/ Bコース	北米 欧州 アジア オセアニア	オブ・ファ ンズ			
不動産投信	年12回（毎月）	中南米				
その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	日々	アフリカ				
資産複合 （ ） 資産配分 固定型 資産配分 変更型	その他 （ ）	中近東 （中東） エマージング				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<ファンドの特色>

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてオーストラリアとアジア諸国（日本を除く）の金融商品取引所に上場しているリート（不動産投資信託証券）に投資を行います。

<Aコース・Cコース>

- オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）およびアジア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）（以下、これらを「投資対象ファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

<Bコース・Dコース>

- オーストラリア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）およびアジア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）（以下、これらを「投資対象ファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

主要投資対象ファンドの運用は、「日興アセットマネジメント株式会社」が行い、実質的な運用は、「日興アセットマネジメント アジア リミテッド」が行います。

オーストラリア、アジアの各投資対象ファンドへの投資割合は、おおむね50%ずつとすることを基本とします。

※市場環境などを考慮して、アジア諸国（日本を除く）の不動産関連株式への投資を行う場合があります。

2 為替ヘッジの有無、決算頻度の違いにより4つのコース（Aコース、Bコース、Cコース、Dコース）からお選び頂けます。

		為替ヘッジの有無	
		為替ヘッジなし (原則として為替ヘッジを行いません。)	為替ヘッジあり (原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。*)
決算 頻度	毎月決算型 毎月14日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行います。	Aコース	Bコース
	年2回決算型 毎年4月、10月の各14日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行います。	Cコース	Dコース

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※各ファンドの間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 為替ヘッジは投資対象ファンドで行います。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



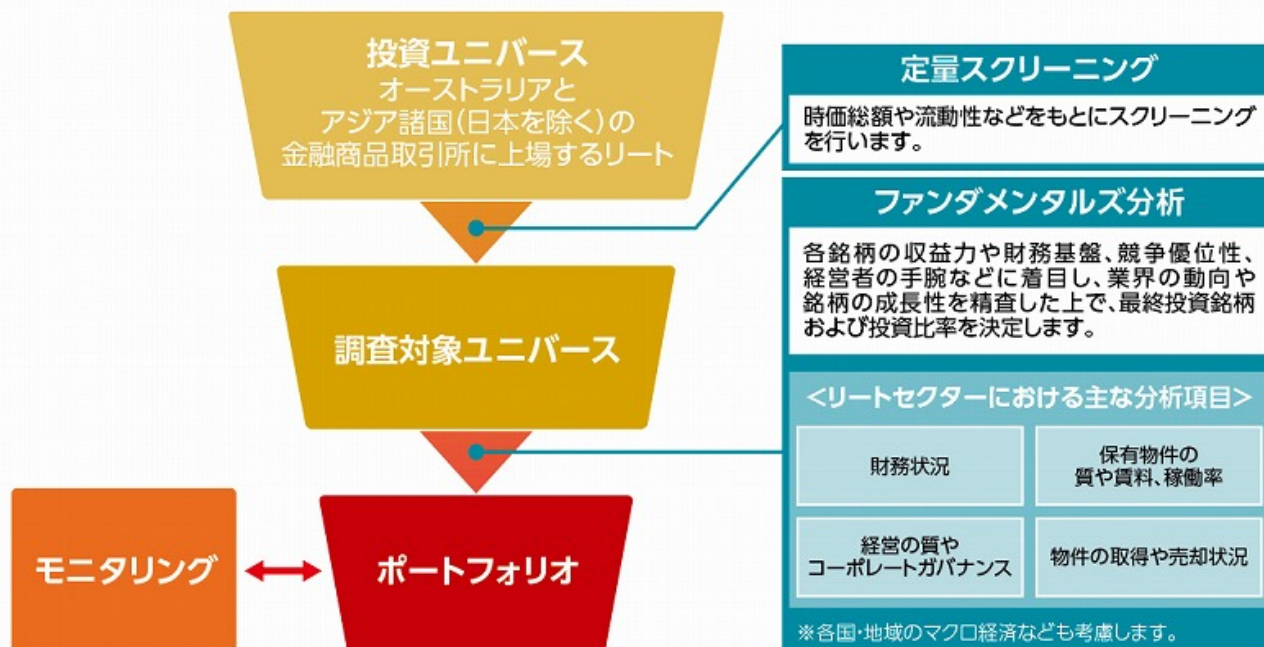
※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針（2）投資対象（参考）投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

- ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

運用プロセス

- 当ファンドの投資対象ファンドが投資する、「オーストラリアリートマザーファンド(運用：日興アセットマネジメント アジア リミテッド)」および「アジアリートマザーファンド(運用：日興アセットマネジメント アジア リミテッド)」における運用プロセスは、以下のとおりです。



※上記は、2020年4月末現在のプロセスであり、将来変更となる場合があります。
※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

日興アセットマネジメントグループについて

- 日興アセットマネジメントグループは、アジアを代表するグローバルな資産運用会社として、株式、債券、REITなど多様な資産クラスを運用しています。
- 60年を超える実績を誇り、約30の国・地域から集まる人材を世界11以上の国・地域に擁して、約200名^{*1}の運用プロフェッショナルが約26.8兆円^{*2}の資産を運用しています。
- 「日興アセットマネジメント株式会社」は、日興アセットマネジメントグループの日本拠点で中核的な役割を果たしています。「日興アセットマネジメント アジア リミテッド」はシンガポールを拠点として、35年以上の運用実績を有しています。

*1 日興アセットマネジメント株式会社および連結子会社の役社員を含む。

*2 日興アセットマネジメント株式会社および海外子会社の連結運用資産残高(投資助言を含む)の2019年12月末現在のデータ

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

Aコース/Bコース

毎決算時（原則毎月14日。ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

原則として毎月安定した分配を行うことを目指します。また、4、10月の決算時にボーナス分配を行うこともあります。

ボーナス分配とは、当該月の安定分配額に加えて、基準価額等を勘案し分配対象額の範囲内で委託会社が決定した額を付加して分配することをいいます。

<分配金のイメージ図>



※上記の図はイメージであり、将来の分配の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

Cコース/Dコース

毎決算時（原則毎年4月14日および10月14日。ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<分配金のイメージ図>



※上記の図はイメージであり、将来の分配の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



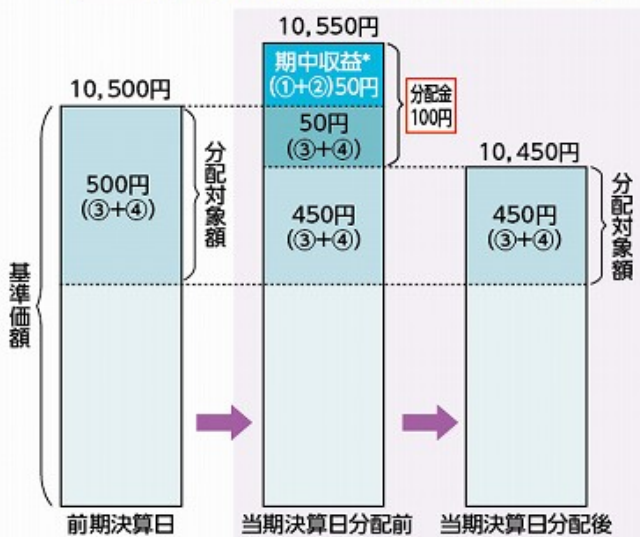
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配金分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

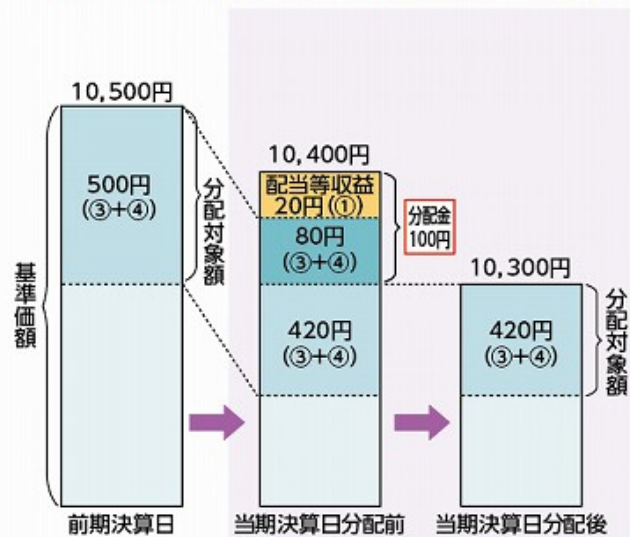
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

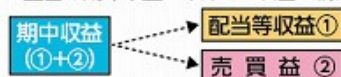
前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



*上図の期中収益は以下の2項目で構成されています。

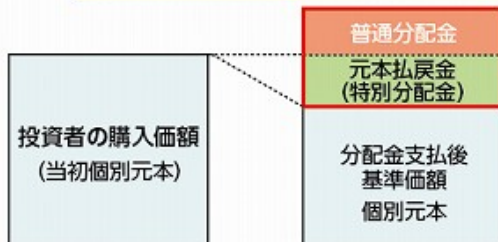


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資者の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配の支払いによる元本の払い戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することにご留意ください。

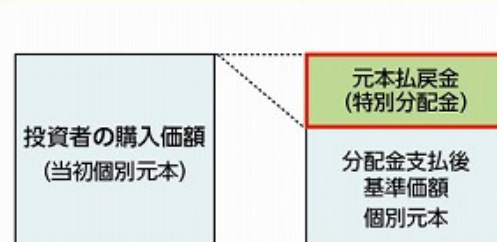
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払い戻しに相当することがあります。元本の一部払い戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

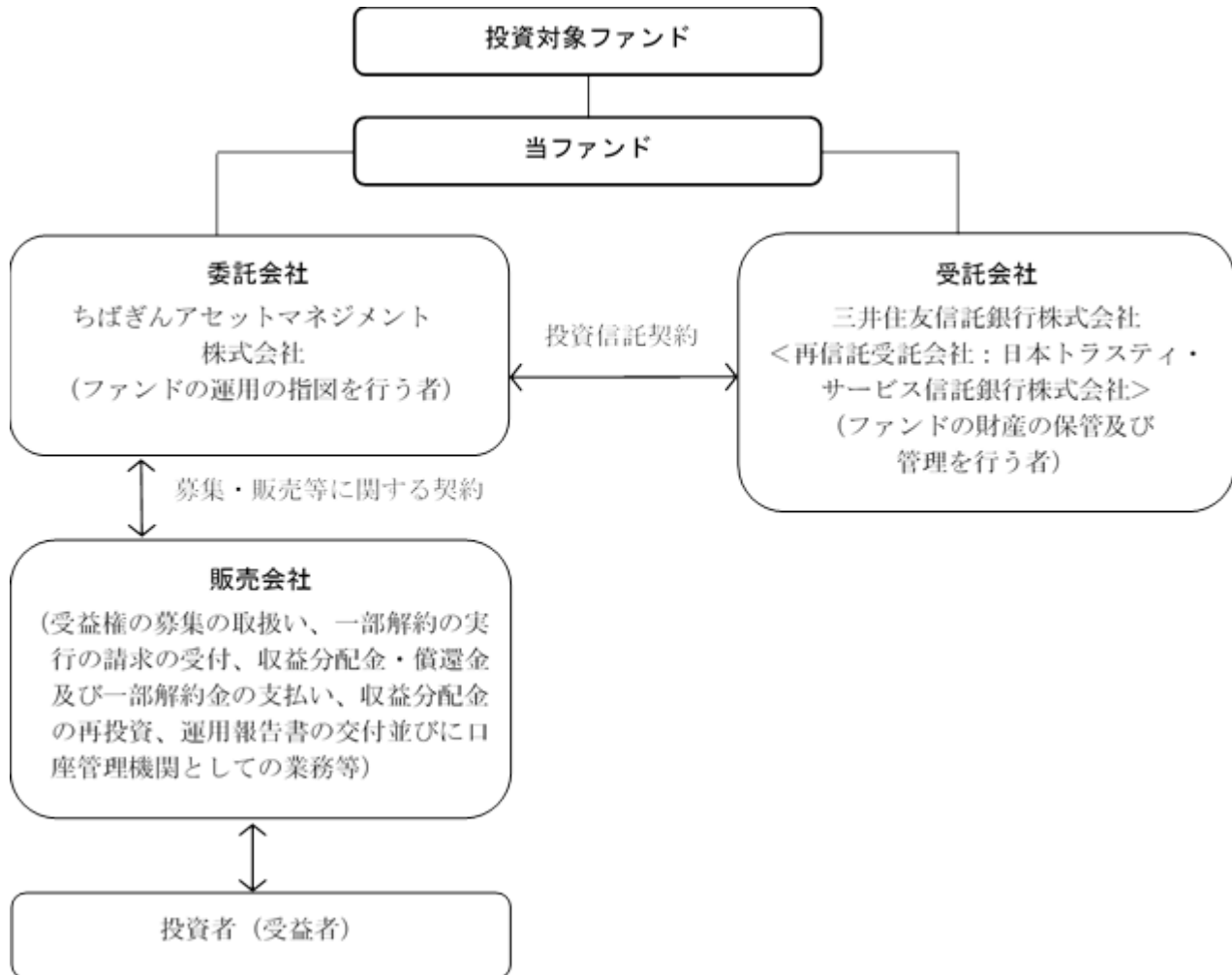
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

2017年2月1日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



再信託受託会社である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

②委託会社の概況（2020年4月末現在）

イ. 資本金の額：2億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年3月31日：「千葉銀投資顧問株式会社」設立（資本金5千万円）

1986年7月1日： 商号を「ちばぎん投資顧問株式会社」に変更

1987年3月20日： 資本金を5千万円から2億円に増資

1987年9月9日： 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づき、投資一任契約に係る業務の認可を取得

2000年7月3日： 株式会社 中央調査情報センターとの統合を機に、商号を「ちばぎんアセットマネジメント株式会社」に変更

2007年9月30日： 金融商品取引法に基づく「投資助言・代理業」及び「投資運用業(投資一任業)」のみなし登録

2015年1月27日： 金融商品取引法に基づく「投資運用業(投資信託委託業)」を登録

2018年4月9日： 金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業」を登録

ハ. 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	1,600株	40%
株式会社武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	800株	20%
ちばぎん保証株式会社	千葉県千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	600株	15%
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	200株	5%
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	200株	5%
ちばぎんコンピューターサービス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%
ちばぎんジェーシービーカード株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%
ちばぎんキャピタル株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

②投資対象

<Aコース、Cコース>

日興アセットマネジメント株式会社が運用する「オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）」および「アジア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）」（以下、「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

<Bコース、Dコース>

日興アセットマネジメント株式会社が運用する「オーストラリア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）」および「アジア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）」（以下、「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

③投資態度

- イ. 主として、投資対象ファンドへの投資を通じて、オーストラリアの金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券および日本を除くアジア諸国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券に投資します。
- ロ. 各投資対象ファンドへの投資割合は、概ね50%ずつとすることを基本とします。
- ハ. 投資対象ファンドへの合計投資割合は、原則として高位を維持します。
- ニ. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1.有価証券
 - 2.金銭債権
 - 3.約束手形
- ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1.為替手形

②有価証券の指図範囲

<Aコース、Cコース>

委託会社は、信託金を、主として、日興アセットマネジメント株式会社が運用する「オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）」および「アジア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規

定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

< Bコース、Dコース >

委託会社は、信託金を、主として、日興アセットマネジメント株式会社が運用する「オーストラリア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）」および「アジア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ロ. 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記イ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、下記「（参考）投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

（参考）投資対象ファンドの概要

以下の内容は、2020年4月30日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

<Aコース、Cコース>

1. オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、オーストラリアリートマザーファンド受益証券に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	オーストラリアリートマザーファンド※受益証券を主要投資対象とします。 ※主要投資対象であるオーストラリアリートマザーファンドにおいては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用指図権限（外国為替取引を除く。）を委託します。
投資態度	①主として、オーストラリアリートマザーファンド受益証券に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②オーストラリアリートマザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ③市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年12回。毎月14日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

信託報酬	純資産総額に対し、年0.55%（税抜 年0.50%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年2月2日
信託期間	2017年2月2日から2027年12月14日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

2. アジア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、アジアンリートマザーファンド受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	アジアンリートマザーファンド※受益証券を主要投資対象とします。 ※主要投資対象であるアジアンリートマザーファンドにおいては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用指図権限を委託します。
投資態度	①主として、アジアンリートマザーファンド受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②アジアンリートマザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ③市況動向等によってはアジア諸国の不動産関連の株式等への直接投資を行うことがあります。 ④市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年12回。毎月14日（休業日の場合は翌営業日）

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.66%（税抜 年0.60%）
信託財産留保額	解約請求日の翌営業日の基準価額×0.3%
設定日	2010年3月16日
信託期間	2010年3月16日から2022年3月14日
受託会社	野村信託銀行株式会社

< Bコース、Dコース >

1. オーストラリア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、オーストラリアリートマザーファンド受益証券に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	オーストラリアリートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 ※主要投資対象であるオーストラリアリートマザーファンドにおいては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用指図権限（外国為替取引を除く。）を委託します。
投資態度	①主として、オーストラリアリートマザーファンド受益証券に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②オーストラリアリートマザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ③実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行います。為替ヘッジの取引態様や為替ヘッジ対象となる取引との時間的齟齬等の要因により、為替変動リスクが完全に排除されない場合があります。 ④市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年12回。毎月14日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.55%（税抜 年0.50%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年2月2日
信託期間	2017年2月2日から2027年12月14日
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

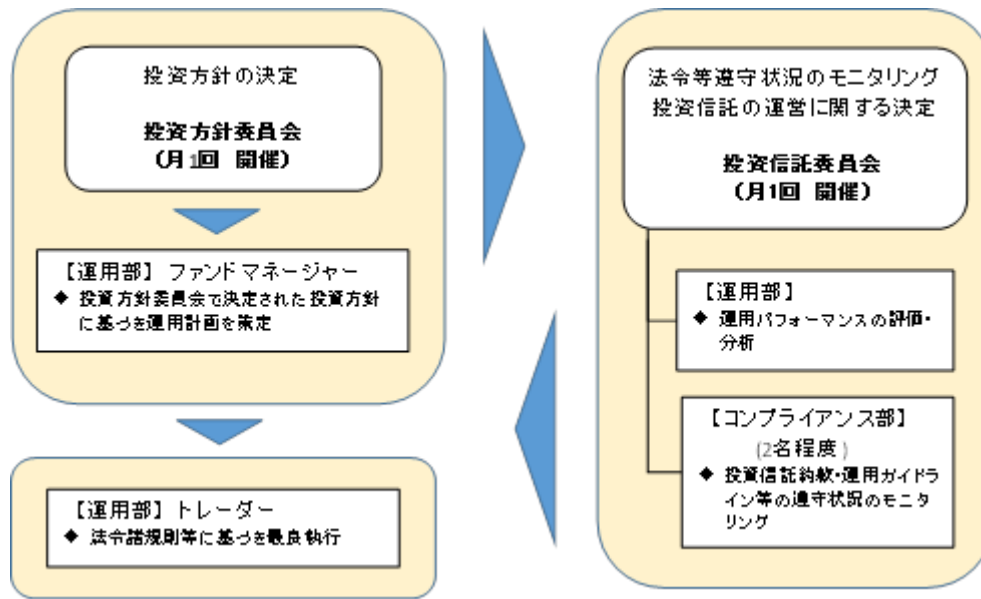
2. アジア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、アジアリートマザーファンド受益証券に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	アジアリートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 ※主要投資対象であるアジアリートマザーファンドにおいては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用指図権限を委託します。

投資態度	①主として、アジアリートマザーファンド受益証券に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②アジアリートマザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ③実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円で為替ヘッジを行います。為替ヘッジの取引態様や為替ヘッジ対象となる取引との時間的齟齬等の要因により、為替変動リスクが完全に排除されない場合があります。 ④市況動向に急激な変化が生じたとき、並びに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年12回。毎月14日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.66%（税抜 年0.60%）
信託財産留保額	解約請求日の翌営業日の基準価額×0.3%
設定日	2017年2月2日
信託期間	原則として、2017年2月2日から2027年12月14日
受託会社	野村信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、委員会等の名称は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規程を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

< Aコース、 Bコース >

毎決算時（原則毎月14日。ただし休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ・ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< Cコース、 Dコース >

毎決算時（原則毎年4月14日および10月14日。ただし休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ・ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ・分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

イ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ．株式への投資

株式への直接投資は行いません。

ハ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ニ．デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

ホ．公社債の借入れの指図、目的及び範囲

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）上記（イ）の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

ヘ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ト．外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

チ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への

解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

リ. 信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他の投資制限>

イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① リートの価格変動リスク

リーの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリーの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。「Aコース」「Cコース」は、為替変動の影響を大きく受けます。「Bコース」「Dコース」は、主要投資対象ファンドにおいて原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

③信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑤流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑥株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

①同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

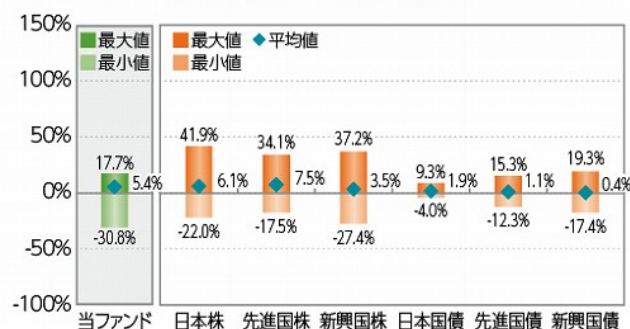
委託会社におけるリスク管理体制

- ①コンプライアンス部が、運用パフォーマンス及び運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を投資信託委員会に報告します。
- ②コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

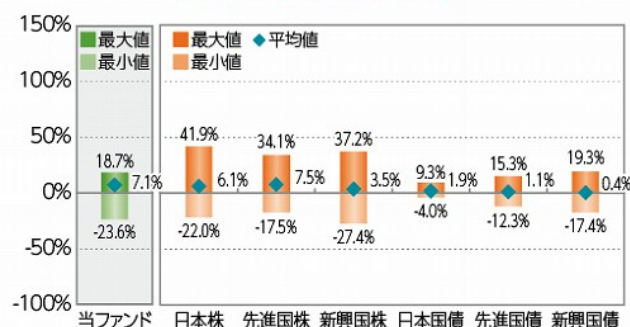
※上記は、2020年4月末現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

Aコース

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

Bコース

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*当ファンドについては2018年2月～2020年4月の2年3ヶ月、他の代表的な資産クラスについては2015年5月～2020年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

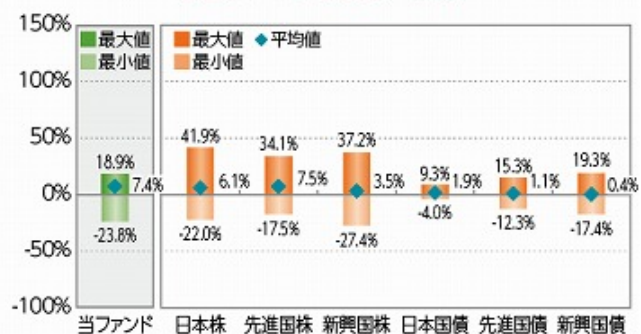
*当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

(参考情報)

Cコース

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

Dコース

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*当ファンドについては2018年2月～2020年4月の2年3ヶ月、他の代表的な資産クラスについては2015年5月～2020年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ①取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

- ②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

- ③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有する投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.133%（税抜 1.03%）を乗じて得た額とします（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.385% （税抜 0.35%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.715% （税抜 0.65%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.033% （税抜 0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ②信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

<Aコース、Cコース>

ファンド名	信託報酬
オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）	年率 0.55%（税抜 0.50%）
アジア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）	年率 0.66%（税抜 0.60%）

<Bコース、Dコース>

ファンド名	信託報酬
オーストラリア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）	年率 0.55%（税抜 0.50%）
アジア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）	年率 0.66%（税抜 0.60%）

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

◎実質的な信託報酬率：年率1.738%程度（税抜年率1.58%程度）

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、組入資産の保管に要する費用（※）、投資信託証券の解約に伴う信託財産留保額等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、当ファンドが実質的な投資対象とする上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示していません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用：保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用：監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率 (内 訳)
2037年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ホ、外貨建資産への投資により外国税控除額の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ、受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ、ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、2020年4月30日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、2020年4月30日現在の状況について記載してあります。

【オーストラリア・アジアREITファンド Aコース（為替ヘッジなし・毎月決算型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	399,124,872	95.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	20,352,559	4.85
合計（純資産総額）		419,477,431	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	アジア・プロパティ・ファンド （適格機関投資家向け）	234,055,201	0.8599	201,276,641	0.8572	200,632,118	47.83
2	日本	投資信託 受益証券	オーストラリア・プロパティ・ ファンド（適格機関投資家向け）	227,472,788	0.887	201,774,400	0.8726	198,492,754	47.32

（注1）国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

（注2）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.15
合計	95.15

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2017年 4月14日）	1,836,044,328	1,840,507,639	1.0284	1.0309
第2特定期間末（2017年10月16日）	947,606,398	976,259,278	1.0748	1.1073
第3特定期間末（2018年 4月16日）	813,268,153	815,217,676	1.0429	1.0454
第4特定期間末（2018年10月15日）	678,357,864	679,993,812	1.0366	1.0391
第5特定期間末（2019年 4月15日）	561,846,146	582,841,316	1.1373	1.1798
第6特定期間末（2019年10月15日）	605,075,761	623,258,057	1.0815	1.1140
第7特定期間末（2020年 4月14日）	418,952,716	420,240,715	0.8132	0.8157
2019年 4月末日	556,918,261	—	1.1326	—
5月末日	591,628,900	—	1.1107	—
6月末日	600,477,541	—	1.1502	—
7月末日	597,764,020	—	1.1449	—
8月末日	606,985,124	—	1.0948	—
9月末日	613,714,661	—	1.1069	—
10月末日	625,324,456	—	1.1128	—
11月末日	635,152,350	—	1.1119	—
12月末日	644,695,339	—	1.1147	—
2020年 1月末日	616,232,412	—	1.1184	—
2月末日	562,516,003	—	1.0934	—
3月末日	382,953,684	—	0.7437	—
4月末日	419,477,431	—	0.8142	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	0.0025
第2特定期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	0.0450
第3特定期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	0.0150
第4特定期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.0150
第5特定期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	0.0550
第6特定期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	0.0450
第7特定期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	0.0150

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	3.1
第2特定期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	8.9
第3特定期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	△1.6
第4特定期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.8
第5特定期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	15.0
第6特定期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	△0.9
第7特定期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	△23.4

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	1,927,702,667	142,378,132	1,785,324,535
第2特定期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	341,399,184	1,245,096,624	881,627,095
第3特定期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	233,707,382	335,524,890	779,809,587
第4特定期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	53,415,849	178,846,144	654,379,292
第5特定期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	31,113,070	191,488,344	494,004,018
第6特定期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	166,751,436	101,300,174	559,455,280
第7特定期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	76,682,668	120,938,151	515,199,797

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【オーストラリア・アジアＲＥＩＴファンド Ｂコース（為替ヘッジあり・毎月決算型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	68,522,573	93.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,494,501	6.16
合計(純資産総額)		73,017,074	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	アジア・プロパティ・ファンド (為替ヘッジあり・適格機関投資 家向け)	31,244,607	1.0951	34,218,164	1.125	35,150,182	48.14
2	日本	投資信託 受益証券	オーストラリア・プロパティ・ ファンド(為替ヘッジあり・適格 機関投資家向け)	32,409,820	1.0559	34,222,289	1.0297	33,372,391	45.70

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	93.84
合計	93.84

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2017年 4月14日）	219,578,717	219,784,419	1.0675	1.0685
第2特定期間末（2017年10月16日）	273,349,914	278,764,638	1.0601	1.0811
第3特定期間末（2018年 4月16日）	214,027,595	218,329,757	1.0447	1.0657
第4特定期間末（2018年10月15日）	164,657,691	168,022,079	1.0278	1.0488
第5特定期間末（2019年 4月15日）	101,412,564	105,133,736	1.1174	1.1584
第6特定期間末（2019年10月15日）	123,058,619	127,578,696	1.1162	1.1572
第7特定期間末（2020年 4月14日）	72,935,365	73,018,377	0.8786	0.8796
2019年 4月末日	97,644,895	—	1.1202	—
5月末日	103,234,729	—	1.1326	—
6月末日	107,500,886	—	1.1756	—
7月末日	121,309,042	—	1.1683	—
8月末日	130,636,684	—	1.1660	—
9月末日	127,556,059	—	1.1570	—
10月末日	119,606,704	—	1.1286	—
11月末日	104,344,405	—	1.1314	—
12月末日	96,953,883	—	1.1118	—
2020年 1月末日	96,012,097	—	1.1390	—
2月末日	94,762,069	—	1.1275	—
3月末日	68,531,280	—	0.8256	—
4月末日	73,017,074	—	0.8792	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	0.0010
第2特定期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	0.0260
第3特定期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	0.0260
第4特定期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.0260
第5特定期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	0.0460
第6特定期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	0.0460
第7特定期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	0.0060

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	6.9
第2特定期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	1.7
第3特定期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	1.0
第4特定期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.9
第5特定期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	13.2
第6特定期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	4.0
第7特定期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	△20.7

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	257,780,364	52,077,609	205,702,755
第2特定期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	145,849,950	93,708,667	257,844,038
第3特定期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	46,906,547	99,885,705	204,864,880
第4特定期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	31,797,479	76,453,398	160,208,961
第5特定期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	6,197,151	75,645,814	90,760,298
第6特定期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	29,740,401	10,254,913	110,245,786
第7特定期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	4,738,165	31,971,722	83,012,229

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【オーストラリア・アジアREITファンド Cコース（為替ヘッジなし・年2回決算型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	365,309,809	95.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	18,705,691	4.87
合計(純資産総額)		384,015,500	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	アジア・プロパティ・ファンド (適格機関投資家向け)	214,201,007	0.8601	184,253,945	0.8572	183,613,103	47.81
2	日本	投資信託 受益証券	オーストラリア・プロパティ・ ファンド (適格機関投資家向け)	208,224,509	0.8873	184,766,660	0.8726	181,696,706	47.32

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.13
合計	95.13

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2017年 4月14日）	1,457,098,144	1,457,098,144	1.0311	1.0311
第2計算期間末（2017年10月16日）	646,198,492	646,198,492	1.1223	1.1223
第3計算期間末（2018年 4月16日）	830,825,179	830,825,179	1.1034	1.1034
第4計算期間末（2018年10月15日）	659,063,420	659,063,420	1.1126	1.1126
第5計算期間末（2019年 4月15日）	519,259,966	519,259,966	1.2818	1.2818
第6計算期間末（2019年10月15日）	507,318,693	507,318,693	1.2674	1.2674
第7計算期間末（2020年 4月14日）	383,289,032	383,289,032	0.9676	0.9676
2019年 4月末日	482,214,521	—	1.2752	—
5月末日	469,767,250	—	1.2528	—
6月末日	497,729,209	—	1.3006	—
7月末日	512,999,810	—	1.2964	—
8月末日	497,288,611	—	1.2425	—
9月末日	504,735,549	—	1.2591	—
10月末日	514,410,609	—	1.3041	—
11月末日	528,764,787	—	1.3053	—
12月末日	561,804,791	—	1.3117	—
2020年 1月末日	538,199,239	—	1.3183	—
2月末日	525,559,136	—	1.2929	—
3月末日	348,415,403	—	0.8804	—
4月末日	384,015,500	—	0.9688	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	0.0000
第2計算期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	0.0000
第3計算期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	0.0000
第4計算期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.0000
第5計算期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	0.0000
第6計算期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	0.0000
第7計算期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	3.1
第2計算期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	8.8
第3計算期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	△1.7
第4計算期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.8
第5計算期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	15.2
第6計算期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	△1.1
第7計算期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	△23.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	1,462,092,790	48,963,305	1,413,129,485
第2計算期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	312,620,840	1,149,971,089	575,779,236
第3計算期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	429,581,776	252,421,258	752,939,754
第4計算期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	62,494,491	223,061,659	592,372,586
第5計算期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	54,549,708	241,807,104	405,115,190
第6計算期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	99,047,744	103,881,978	400,280,956
第7計算期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	87,438,189	91,607,380	396,111,765

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【オーストラリア・アジアＲＥＩＴファンド Ｄコース（為替ヘッジあり・年２回決算型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	145,871,980	95.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,410,123	4.83
合計(純資産総額)		153,282,103	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	アジア・プロパティ－・ファンド (為替ヘッジあり・適格機関投資 家向け)	66,603,340	1.0936	72,841,963	1.125	74,928,757	48.88
2	日本	投資信託 受益証券	オーストラリア・プロパティ－・ ファンド(為替ヘッジあり・適格 機関投資家向け)	68,896,983	1.0573	72,845,053	1.0297	70,943,223	46.29

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.17
合計	95.17

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2017年 4月14日）	246,530,383	246,530,383	1.0671	1.0671
第2計算期間末（2017年10月16日）	355,962,983	355,962,983	1.0880	1.0880
第3計算期間末（2018年 4月16日）	205,205,397	205,205,397	1.1012	1.1012
第4計算期間末（2018年10月15日）	146,749,040	146,749,040	1.1114	1.1114
第5計算期間末（2019年 4月15日）	119,825,721	119,825,721	1.2600	1.2600
第6計算期間末（2019年10月15日）	212,711,276	212,711,276	1.3106	1.3106
第7計算期間末（2020年 4月14日）	153,047,746	153,047,746	1.0370	1.0370
2019年 4月末日	122,472,187	—	1.2612	—
5月末日	117,945,789	—	1.2769	—
6月末日	126,809,504	—	1.3264	—
7月末日	195,220,391	—	1.3221	—
8月末日	208,983,595	—	1.3194	—
9月末日	210,042,256	—	1.3105	—
10月末日	211,384,422	—	1.3254	—
11月末日	198,575,383	—	1.3300	—
12月末日	200,111,454	—	1.3096	—
2020年 1月末日	206,430,178	—	1.3432	—
2月末日	202,790,942	—	1.3314	—
3月末日	143,195,415	—	0.9703	—
4月末日	153,282,103	—	1.0377	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	0.0000
第2計算期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	0.0000
第3計算期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	0.0000
第4計算期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.0000
第5計算期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	0.0000
第6計算期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	0.0000
第7計算期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	6.7
第2計算期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	2.0
第3計算期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	1.2
第4計算期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.9
第5計算期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	13.4
第6計算期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	4.0
第7計算期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	△20.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2017年 2月 1日～2017年 4月14日	249,824,229	18,788,567	231,035,662
第2計算期間末	2017年 4月15日～2017年10月16日	237,633,451	141,485,485	327,183,628
第3計算期間末	2017年10月17日～2018年 4月16日	48,520,522	189,359,950	186,344,200
第4計算期間末	2018年 4月17日～2018年10月15日	22,736,001	77,038,055	132,042,146
第5計算期間末	2018年10月16日～2019年 4月15日	23,054,606	59,995,745	95,101,007
第6計算期間末	2019年 4月16日～2019年10月15日	93,618,594	26,418,967	162,300,634
第7計算期間末	2019年10月16日～2020年 4月14日	11,630,312	26,341,785	147,589,161

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考情報） 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

Aコース

設定日：2017年2月1日
作成基準日：2020年4月30日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額：1,925円

決算期	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月
分配金	25円	25円	25円	25円	25円

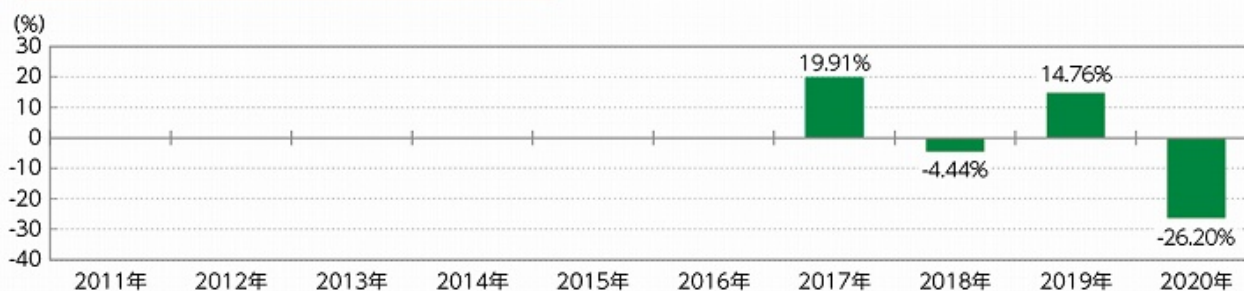
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

●資産配分

投資信託証券	投資比率
アジア・プロパティ・ファンド(適格機関投資家向け)	47.8%
オーストラリア・プロパティ・ファンド(適格機関投資家向け)	47.3%

年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。

※2017年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2020年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

設 定 日：2017年2月1日
作成基準日：2020年4月30日

Bコース

基準価額・純資産の推移



基準価額	8,792円
純資産総額	0.73億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額：1,770円

決算期	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円

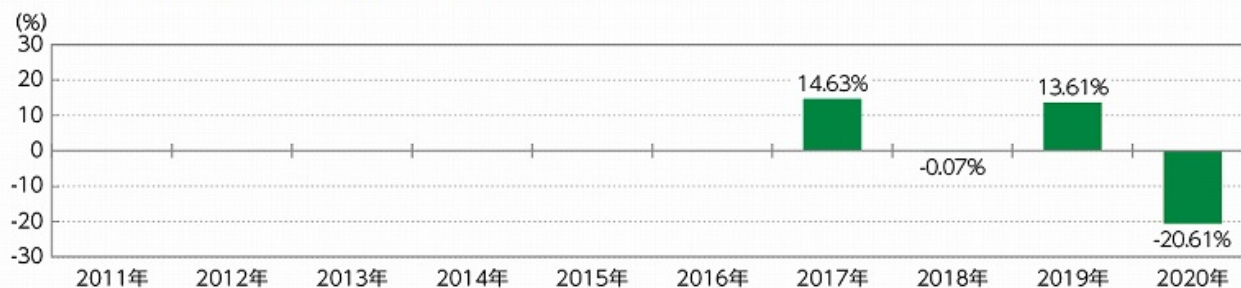
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

●資産配分

投資信託証券	投資比率
アジア・プロパティ・ファンド(為替ヘッジあり・適格機関投資家向け)	48.1%
オーストラリア・プロパティ・ファンド(為替ヘッジあり・適格機関投資家向け)	45.7%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。

※2017年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2020年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

Cコース

設 定 日: 2017年 2月 1日
作成基準日: 2020年 4月 30日

基準価額・純資産の推移



基準価額	9,688円
純資産総額	3.84億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。
※分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額: 0円

決算期	2018年4月	2018年10月	2019年4月	2019年10月	2020年4月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

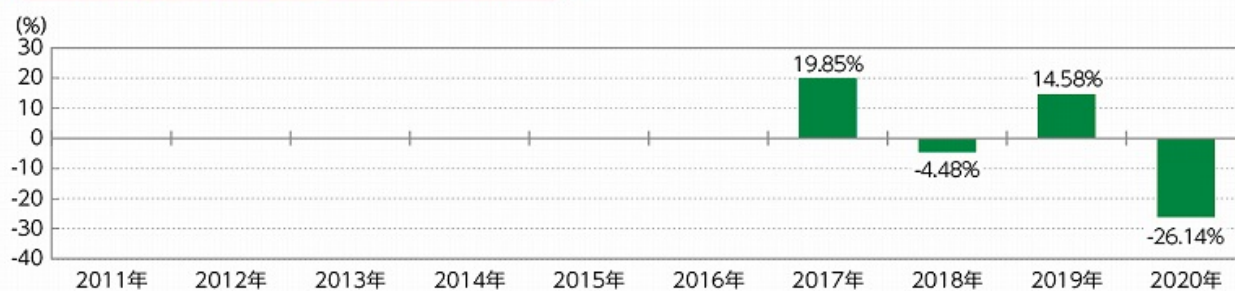
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

● 資産配分

投資信託証券	投資比率
アジア・プロパティ・ファンド(適格機関投資家向け)	47.8%
オーストラリア・プロパティ・ファンド(適格機関投資家向け)	47.3%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。
※2017年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2020年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

Dコース

設定日：2017年2月1日
作成基準日：2020年4月30日

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,377円
純資産総額	1.53億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額：0円

決算期	2018年4月	2018年10月	2019年4月	2019年10月	2020年4月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

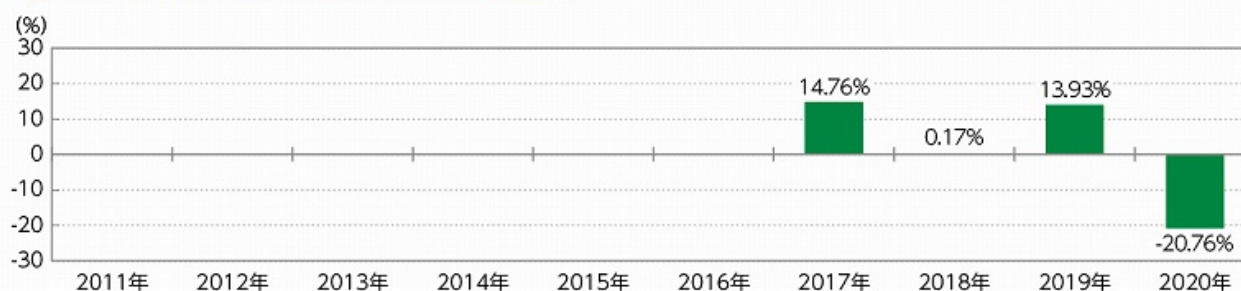
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

● 資産配分

投資信託証券	投資比率
アジア・プロパティ・ファンド(為替ヘッジあり・適格機関投資家向け)	48.9%
オーストラリア・プロパティ・ファンド(為替ヘッジあり・適格機関投資家向け)	46.3%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。

※2017年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2020年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

シンガポール証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

シドニーの銀行休業日

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<スイッチング>

当ファンドはオーストラリア・アジアREITファンドを構成する各ファンド間において、スイッチング（※）の取扱いを行う場合があります。＜受付不可日＞に該当する場合は、スイッチングの取扱いは行いません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

※スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

シンガポール証券取引所の休業日

香港証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

シドニーの銀行休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記「解約価額」の規定に準じて計算された価額とします。

＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の算出方法＞

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算して表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①内国投資信託受益証券の評価方法

計算日の前営業日の基準価額で評価します。

②外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

ホームページ：http://www.chibagin-am.co.jp/

サポートダイヤル：03-5638-1451

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。（2017年2月1日設定）

ただし、下記「(5)その他 ＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

＜Aコース、Bコース＞

毎月15日から翌月14日までとすることを原則とします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

＜Cコース、Dコース＞

毎年4月15日から10月14日まで及び10月15日から翌年4月14日までとすることを原則とします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

(1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い >

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記< 投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き >に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受益者を解任することはできないものとします。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

< 反対者の買取請求権の不適用 >

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、ファンドの繰上げ償還、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<運用報告書>

- ①委託会社は、毎年4月及び10月の決算時、及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
- ②委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のホームページ（<http://www.chibagin-am.co.jp/>）に掲載します。但し、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<関係法人との契約の更改手続き>

委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.chibagin-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

オーストラリア・アジアREITファンド Aコース（為替ヘッジなし・毎月決算型）

オーストラリア・アジアREITファンド Bコース（為替ヘッジあり・毎月決算型）

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2） 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2019年10月16日から2020年4月14日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

オーストラリア・アジアREITファンド Cコース（為替ヘッジなし・年2回決算型）

オーストラリア・アジアREITファンド Dコース（為替ヘッジあり・年2回決算型）

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2019年10月16日から2020年4月14日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【オーストラリア・アジアREITファンド Aコース（為替ヘッジなし・毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	前期 2019年10月15日現在	当期 2020年 4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,968,019	49,498,989
投資信託受益証券	576,021,053	341,900,631
未収入金	6,800,000	29,200,000
流動資産合計	623,789,072	420,599,620
資産合計	623,789,072	420,599,620
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,182,296	1,287,999
未払受託者報酬	15,388	10,390
未払委託者報酬	512,941	346,400
未払利息	109	132
その他未払費用	2,577	1,983
流動負債合計	18,713,311	1,646,904
負債合計	18,713,311	1,646,904
純資産の部		
元本等		
元本	559,455,280	515,199,797
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	45,620,481	△96,247,081
（分配準備積立金）	47,402,811	59,462,979
元本等合計	605,075,761	418,952,716
純資産合計	605,075,761	418,952,716
負債純資産合計	623,789,072	420,599,620

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
営業収益		
受取配当金	31,374,279	35,204,326
有価証券売買等損益	△32,514,883	△159,190,422
営業収益合計	△1,140,604	△123,986,096
営業費用		
支払利息	16,917	16,857
受託者報酬	96,283	94,877
委託者報酬	3,209,549	3,162,646
その他費用	16,260	16,112
営業費用合計	3,339,009	3,290,492
営業利益又は営業損失（△）	△4,479,613	△127,276,588
経常利益又は経常損失（△）	△4,479,613	△127,276,588
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,479,613	△127,276,588
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△73,388	882,137
期首剰余金又は期首欠損金（△）	67,842,128	45,620,481
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,823,368	8,096,309
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	208,090
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,823,368	7,888,219
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,822,998	13,662,340
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,822,998	12,866,695
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	795,645
分配金	24,815,792	8,142,806
期末剰余金又は期末欠損金（△）	45,620,481	△96,247,081

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は2019年10月16日から2020年 4月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2019年10月15日現在	当期 2020年 4月14日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数	559,455,280口	515,199,797口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損	元本の欠損
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0815円 (10,000口当たり純資産額) (10,815円)	1口当たり純資産額 0.8132円 (10,000口当たり純資産額) (8,132円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
分配金の計算過程 第28期 2019年 4月16日 2019年 5月14日 費用控除後の配当等 収益額 A 3,897,609円 費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 43,358,545円 分配準備積立金額 D 50,766,761円 当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D 98,022,915円 当ファンドの期末残 存口数 F 520,990,412口 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 1,881円 分配対象額 10,000口当たり分配 金額 H 25円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 1,302,476円 第29期 2019年 5月15日 2019年 6月14日 費用控除後の配当等 収益額 A 4,832,622円 費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 45,521,694円 分配準備積立金額 D 52,438,046円 当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D 102,792,362円	分配金の計算過程 第34期 2019年10月16日 2019年11月14日 費用控除後の配当等 収益額 A 5,014,787円 費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 62,502,818円 分配準備積立金額 D 46,262,998円 当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D 113,780,603円 当ファンドの期末残 存口数 F 569,515,492口 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 1,997円 分配対象額 10,000口当たり分配 金額 H 25円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 1,423,788円 第35期 2019年11月15日 2019年12月16日 費用控除後の配当等 収益額 A 5,373,128円 費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 64,548,334円 分配準備積立金額 D 48,648,572円 当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D 118,570,034円

当ファンドの期末残 存口数	F	526,981,820口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,950円
10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,317,454円
第30期 2019年 6月15日 2019年 7月16日		
費用控除後の配当等 収益額	A	4,855,008円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,368,779円
分配準備積立金額	D	53,092,646円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	104,316,433円
当ファンドの期末残 存口数	F	515,768,278口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,022円
10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,289,420円
第31期 2019年 7月17日 2019年 8月14日		
費用控除後の配当等 収益額	A	4,494,983円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	51,960,937円
分配準備積立金額	D	55,544,025円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	111,999,945円
当ファンドの期末残 存口数	F	536,739,791口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,086円
10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,341,849円
第32期 2019年 8月15日 2019年 9月17日		
費用控除後の配当等 収益額	A	5,272,431円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	56,858,847円
分配準備積立金額	D	57,405,712円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	119,536,990円
当ファンドの期末残 存口数	F	552,918,902口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,161円
10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,382,297円

当ファンドの期末残 存口数	F	572,946,457口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,069円
10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,432,366円
第36期 2019年12月17日 2020年 1月14日		
費用控除後の配当等 収益額	A	5,619,757円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	65,427,341円
分配準備積立金額	D	51,222,493円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	122,269,591円
当ファンドの期末残 存口数	F	569,963,273口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,145円
10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,424,908円
第37期 2020年 1月15日 2020年 2月14日		
費用控除後の配当等 収益額	A	5,045,090円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	60,812,523円
分配準備積立金額	D	48,630,422円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	114,488,035円
当ファンドの期末残 存口数	F	515,455,862口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,221円
10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,288,639円
第38期 2020年 2月15日 2020年 3月16日		
費用控除後の配当等 収益額	A	4,965,484円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	61,005,493円
分配準備積立金額	D	51,909,134円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	117,880,111円
当ファンドの期末残 存口数	F	514,042,533口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,293円
10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,285,106円

第33期 2019年 9月18日 2019年10月15日			第39期 2020年 3月17日 2020年 4月14日		
費用控除後の配当等 収益額	A	5,163,608円	費用控除後の配当等 収益額	A	5,407,907円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	59,266,016円	収益調整金額	C	61,546,695円
分配準備積立金額	D	60,421,499円	分配準備積立金額	D	55,343,071円
当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D	124,851,123円	当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D	122,297,673円
当ファンドの期末残 存口数	F	559,455,280口	当ファンドの期末残 存口数	F	515,199,797口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	2,231円	10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	2,373円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配 金額	H	325円	10,000口当たり分配 金額	H	25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,182,296円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,287,999円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2019年10月15日現在	当期 2020年 4月14日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
-----------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△8,294,417	△41,685,743
合計	△8,294,417	△41,685,743

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

項目	前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	494,004,018円	559,455,280円
期中追加設定元本額	166,751,436円	76,682,668円
期中一部解約元本額	101,300,174円	120,938,151円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式（2020年4月14日現在）

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券（2020年4月14日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）	186,629,063	160,892,915	

オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格 機関投資家向け）	203,699,883	181,007,716	
合計	390,328,946	341,900,631	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【オーストラリア・アジアREITファンド Bコース（為替ヘッジあり・毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2019年10月15日現在	当期 2020年 4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,701,867	13,062,166
投資信託受益証券	118,037,311	51,920,453
未収入金	1,950,000	8,100,000
流動資産合計	127,689,178	73,082,619
資産合計	127,689,178	73,082,619
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,520,077	83,012
未払受託者報酬	3,202	1,859
未払委託者報酬	106,726	61,998
未払利息	20	35
その他未払費用	534	350
流動負債合計	4,630,559	147,254
負債合計	4,630,559	147,254
純資産の部		
元本等		
元本	110,245,786	83,012,229
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,812,833	△10,076,864
（分配準備積立金）	6,338,636	5,115,806
元本等合計	123,058,619	72,935,365
純資産合計	123,058,619	72,935,365
負債純資産合計	127,689,178	73,082,619

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,374,207	△18,436,858
営業収益合計	4,374,207	△18,436,858
営業費用		
支払利息	3,710	3,502
受託者報酬	18,741	16,106
委託者報酬	624,668	536,900
その他費用	3,126	2,683
営業費用合計	650,245	559,191
営業利益又は営業損失（△）	3,723,962	△18,996,049
経常利益又は経常損失（△）	3,723,962	△18,996,049
当期純利益又は当期純損失（△）	3,723,962	△18,996,049
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	97,065	307,809
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,652,266	12,812,833
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,935,819	564,331
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,935,819	564,331
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,376,265	3,620,143
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,376,265	3,620,143
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	5,025,884	530,027
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,812,833	△10,076,864

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は2019年10月16日から2020年 4月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 2019年10月15日現在	当期 2020年 4月14日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数	110,245,786口	83,012,229口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損	-元本の欠損
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1162円 (10,000口当たり純資産額) (11,162円)	1口当たり純資産額 0.8786円 (10,000口当たり純資産額) (8,786円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
分配金の計算過程 第28期 2019年 4月16日 2019年 5月14日 費用控除後の配当等 収益額 A 0円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 6,136,295円 分配準備積立金額 D 5,054,976円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 11,191,271円 当ファンドの期末残存口数 F 91,691,742口 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 1,220円 分配対象額 H 10円 10,000口当たり分配金額 I=F×H/10,000 91,691円 第29期 2019年 5月15日 2019年 6月14日 費用控除後の配当等 収益額 A 0円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 3,948,391円 収益調整金額 C 6,085,234円 分配準備積立金額 D 4,892,013円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 14,925,638円 当ファンドの期末残存口数 F 90,681,198口	分配金の計算過程 第34期 2019年10月16日 2019年11月14日 費用控除後の配当等 収益額 A 0円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 9,326,819円 分配準備積立金額 D 5,685,144円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 15,011,963円 当ファンドの期末残存口数 F 101,439,431口 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 1,479円 分配対象額 H 10円 10,000口当たり分配金額 I=F×H/10,000 101,439円 第35期 2019年11月15日 2019年12月16日 費用控除後の配当等 収益額 A 0円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 8,473,966円 分配準備積立金額 D 4,916,013円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 13,389,979円 当ファンドの期末残存口数 F 91,094,915口

10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,645円	10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,469円
10,000口当たり分配 金額	H	10円	10,000口当たり分配 金額	H	10円
収益分配金金額 第30期	$I=F \times H/10,000$	90,681円	収益分配金金額 第36期	$I=F \times H/10,000$	91,094円
2019年 6月15日			2019年12月17日		
2019年 7月16日			2020年 1月14日		
費用控除後の配当等 収益額	A	0円	費用控除後の配当等 収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	2,923,444円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	8,093,130円	収益調整金額	C	8,113,954円
分配準備積立金額	D	8,749,723円	分配準備積立金額	D	4,617,258円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	19,766,297円	当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	12,731,212円
当ファンドの期末残 存口数	F	102,955,002口	当ファンドの期末残 存口数	F	87,206,374口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,919円	10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,459円
10,000口当たり分配 金額	H	10円	10,000口当たり分配 金額	H	10円
収益分配金金額 第31期	$I=F \times H/10,000$	102,955円	収益分配金金額 第37期	$I=F \times H/10,000$	87,206円
2019年 7月17日			2020年 1月15日		
2019年 8月14日			2020年 2月14日		
費用控除後の配当等 収益額	A	0円	費用控除後の配当等 収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	1,073,878円
収益調整金額	C	9,398,433円	収益調整金額	C	7,844,144円
分配準備積立金額	D	11,566,054円	分配準備積立金額	D	4,377,623円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	20,964,487円	当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	13,295,645円
当ファンドの期末残 存口数	F	109,767,639口	当ファンドの期末残 存口数	F	84,294,219口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,909円	10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,577円
10,000口当たり分配 金額	H	10円	10,000口当たり分配 金額	H	10円
収益分配金金額 第32期	$I=F \times H/10,000$	109,767円	収益分配金金額 第38期	$I=F \times H/10,000$	84,294円
2019年 8月15日			2020年 2月15日		
2019年 9月17日			2020年 3月16日		
費用控除後の配当等 収益額	A	0円	費用控除後の配当等 収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	9,969,976円	収益調整金額	C	7,723,928円
分配準備積立金額	D	11,064,477円	分配準備積立金額	D	5,281,800円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	21,034,453円	当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B+C+D$	13,005,728円
当ファンドの期末残 存口数	F	110,713,700口	当ファンドの期末残 存口数	F	82,982,256口
10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,899円	10,000口当たり収益 分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,567円
10,000口当たり分配 金額	H	10円	10,000口当たり分配 金額	H	10円
収益分配金金額 第33期	$I=F \times H/10,000$	110,713円	収益分配金金額 第39期	$I=F \times H/10,000$	82,982円
2019年 9月18日			2020年 3月17日		
2019年10月15日			2020年 4月14日		

費用控除後の配当等 収益額	A	0円	費用控除後の配当等 収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	9,976,593円	収益調整金額	C	7,728,596円
分配準備積立金額	D	10,858,713円	分配準備積立金額	D	5,198,818円
当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D	20,835,306円	当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D	12,927,414円
当ファンドの期末残 存口数	F	110,245,786口	当ファンドの期末残 存口数	F	83,012,229口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,889円	10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,557円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配 金額	H	410円	10,000口当たり分配 金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,520,077円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	83,012円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2019年10月15日現在	当期 2020年 4月14日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
-----------	---	----

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	164,119	△7,584,127
合計	164,119	△7,584,127

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）
元本の移動

項目	前期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	当期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	90,760,298円	110,245,786円
期中追加設定元本額	29,740,401円	4,738,165円
期中一部解約元本額	10,254,913円	31,971,722円

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式（2020年4月14日現在）

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券（2020年4月14日現在）

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	オーストラリア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）	25,516,019	27,062,289	
	アジア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）	22,855,981	24,858,164	
	合計	48,372,000	51,920,453	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【オーストラリア・アジアREITファンド Cコース（為替ヘッジなし・年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2019年10月15日現在	第7期 2020年 4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,873,609	39,170,087
投資信託受益証券	480,300,659	320,280,605
未収入金	2,260,000	26,700,000
流動資産合計	512,434,268	386,150,692
資産合計	512,434,268	386,150,692
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,351,746	-
未払受託者報酬	80,112	82,938
未払委託者報酬	2,670,118	2,764,615
未払利息	80	105
その他未払費用	13,519	14,002
流動負債合計	5,115,575	2,861,660
負債合計	5,115,575	2,861,660
純資産の部		
元本等		
元本	400,280,956	396,111,765
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	107,037,737	△12,822,733
（分配準備積立金）	74,641,443	84,276,824
元本等合計	507,318,693	383,289,032
純資産合計	507,318,693	383,289,032
負債純資産合計	512,434,268	386,150,692

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
営業収益		
受取配当金	26,416,665	30,530,499
有価証券売買等損益	△29,065,882	△145,050,054
営業収益合計	△2,649,217	△114,519,555
営業費用		
支払利息	14,534	14,152
受託者報酬	80,112	82,938
委託者報酬	2,670,118	2,764,615
その他費用	13,519	14,081
営業費用合計	2,778,283	2,875,786
営業利益又は営業損失（△）	△5,427,500	△117,395,341
経常利益又は経常損失（△）	△5,427,500	△117,395,341
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,427,500	△117,395,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△162,632	2,920,671
期首剰余金又は期首欠損金（△）	114,144,776	107,037,737
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,346,488	25,297,373
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,346,488	25,297,373
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,188,659	24,841,831
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,188,659	24,841,831
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	107,037,737	△12,822,733

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月15日から4月14日まで及び、4月15日から10月14日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2019年10月16日から2020年 4月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6期 2019年10月15日現在	第7期 2020年 4月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	400,280,956口	396,111,765口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損	元本の欠損
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.2674円 (12,674円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 0.9676円 (9,676円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日			第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等	A	21,196,399円	費用控除後の配当等	A	24,655,474円
収益額			収益額		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	54,029,037円	収益調整金額	C	70,056,422円
分配準備積立金額	D	53,445,044円	分配準備積立金額	D	59,621,350円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	128,670,480円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	154,333,246円
当ファンドの期末残存口数	F	400,280,956口	当ファンドの期末残存口数	F	396,111,765口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	3,214円	10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	3,896円
分配対象額			分配対象額		
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2019年10月15日現在	第7期 2020年 4月14日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△26,773,487	△120,964,704
合計	△26,773,487	△120,964,704

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

項目	第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	405,115,190円	400,280,956円
期中追加設定元本額	99,047,744円	87,438,189円
期中一部解約元本額	103,881,978円	91,607,380円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（2020年4月14日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2020年4月14日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）	175,251,068	151,083,945	
	オーストラリア・プロパティ・ファンド（適格機関投資家向け）	190,408,126	169,196,660	
合 計		365,659,194	320,280,605	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【オーストラリア・アジアREITファンド Dコース（為替ヘッジあり・年2回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2019年10月15日現在	第7期 2020年 4月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,369,993	22,107,052
投資信託受益証券	202,747,974	119,037,016
未収入金	1,500,000	13,000,000
流動資産合計	213,617,967	154,144,068
資産合計	213,617,967	154,144,068
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	26,284	31,776
未払委託者報酬	875,985	1,059,171
未払利息	25	59
その他未払費用	4,397	5,316
流動負債合計	906,691	1,096,322
負債合計	906,691	1,096,322
純資産の部		
元本等		
元本	162,300,634	147,589,161
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	50,410,642	5,458,585
（分配準備積立金）	14,178,329	11,932,757
元本等合計	212,711,276	153,047,746
純資産合計	212,711,276	153,047,746
負債純資産合計	213,617,967	154,144,068

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,663,379	△39,330,958
営業収益合計	4,663,379	△39,330,958
営業費用		
支払利息	4,541	5,284
受託者報酬	26,284	31,776
委託者報酬	875,985	1,059,171
その他費用	4,397	5,345
営業費用合計	911,207	1,101,576
営業利益又は営業損失（△）	3,752,172	△40,432,534
経常利益又は経常損失（△）	3,752,172	△40,432,534
当期純利益又は当期純損失（△）	3,752,172	△40,432,534
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	965,286	△127,037
期首剰余金又は期首欠損金（△）	24,724,714	50,410,642
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,048,183	3,534,790
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,048,183	3,534,790
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,149,141	8,181,350
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,149,141	8,181,350
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	50,410,642	5,458,585

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月15日から4月14日まで及び、4月15日から10月14日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2019年10月16日から2020年 4月14日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期 2019年10月15日現在	第7期 2020年 4月14日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	162,300,634口	147,589,161口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3106円 (10,000口当たり純資産額) (13,106円)	1口当たり純資産額 1.0370円 (10,000口当たり純資産額) (10,370円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日			第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等 収益額	A	0円	費用控除後の配当等 収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	2,788,738円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	36,232,313円	収益調整金額	C	21,840,161円
分配準備積立金額	D	11,389,591円	分配準備積立金額	D	11,932,757円
当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D	50,410,642円	当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D	33,772,918円
当ファンドの期末残 存口数	F	162,300,634口	当ファンドの期末残 存口数	F	147,589,161口
10,000口当たり収益 分配対象額	G=E/F×10,000	3,105円	10,000口当たり収益 分配対象額	G=E/F×10,000	2,288円
10,000口当たり分配 金額	H	0円	10,000口当たり分配 金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2019年10月15日現在	第7期 2020年 4月14日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,739,297	△30,045,736
合計	3,739,297	△30,045,736

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

項目	第6期 自 2019年 4月16日 至 2019年10月15日	第7期 自 2019年10月16日 至 2020年 4月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	95,101,007円	162,300,634円
期中追加設定元本額	93,618,594円	11,630,312円
期中一部解約元本額	26,418,967円	26,341,785円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式（2020年4月14日現在）**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2020年4月14日現在）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	オーストラリア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）	58,641,386	62,195,053	
	アジア・プロパティ・ファンド（為替ヘッジあり・適格機関投資家向け）	52,263,666	56,841,963	
合 計		110,905,052	119,037,016	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2020年4月30日現在）

オーストラリア・アジアREITファンド Aコース（為替ヘッジなし・毎月決算型）

I 資産総額	420,451,103円
II 負債総額	973,672円
III 純資産総額（I－II）	419,477,431円
IV 発行済口数	515,205,281口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8142円
（1万口当たり純資産額）	（8,142円）

オーストラリア・アジアREITファンド Bコース（為替ヘッジあり・毎月決算型）

I 資産総額	73,053,330円
II 負債総額	36,256円
III 純資産総額（I－II）	73,017,074円
IV 発行済口数	83,053,258口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8792円
（1万口当たり純資産額）	（8,792円）

オーストラリア・アジアREITファンド Cコース（為替ヘッジなし・年2回決算型）

I 資産総額	384,204,969円
II 負債総額	189,469円
III 純資産総額（I－II）	384,015,500円
IV 発行済口数	396,368,124口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9688円
（1万口当たり純資産額）	（9,688円）

オーストラリア・アジアREITファンド Dコース（為替ヘッジあり・年2回決算型）

I 資産総額	153,358,190円
II 負債総額	76,087円
III 純資産総額（I－II）	153,282,103円
IV 発行済口数	147,709,102口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0377円
（1万口当たり純資産額）	（10,377円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

- イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2020年4月30日現在）

資本金の額 ：2億円
発行可能株式総数 ：10,000株
発行済株式総数 ：4,000株

最近5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

取締役会は、取締役全員をもって組織し、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務執行を決定します。取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定します。また、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にて、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

②投資運用の意思決定機構

[運用方針等の策定]

投資方針委員会において、投資環境（景気、企業収益等）及び相場動向（株、為替、商品市況等）を勘案し、総合的な投資方針を決定します。決定された投資方針に基づきファンドマネージャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を策定します。

[実行]

ファンドマネージャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。売買発注の執行は、最良執行を目指してトレーダーが行います。

[検証]

法令諸規則、投資信託約款や運用ガイドライン等の遵守状況については、運用部から独立したコンプライアンス部がモニタリングを行います。モニタリングの結果は運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

委託会社の機構は2020年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2020年4月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	20	68,680
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	20	68,680

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (3) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	333,263	※2	382,498
前払費用		353		489
未収収益	※2	2,851	※2	2,860
未収委託者報酬		162,762		133,572
流動資産計		499,230		519,420
固定資産				
有形固定資産	※1	16,172	※1	16,343
建物		2,716		2,314
器具備品		13,455		14,029
無形固定資産		5,425		3,809
ソフトウェア		4,278		2,662
電話加入権		1,146		1,146
投資その他の資産		29,769		30,304
長期前払費用		1,944		1,857
長期差入保証金	※2	20,415	※2	20,415
繰延税金資産		7,409		8,031
固定資産計		51,368		50,457
資産合計		550,598		569,878
負債の部				
流動負債				
未払費用		11,879	※2	12,689
未払代行手数料	※2	62,664	※2	49,986
未払投資助言手数料		3,675		2,376
未払法人税等		17,612		8,180
賞与引当金		13,647		14,947
その他の流動負債		11,995		10,836
流動負債計		121,474		99,016
固定負債				
役員退職慰労引当金		5,930		8,230
固定負債合計		5,930		8,230
負債合計		127,404		107,246
純資産の部				
株主資本				
資本金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		21,097		21,097
その他利益剰余金		202,096		241,534
繰越利益剰余金		202,096		241,534
利益剰余金合計		223,194		262,632
株主資本合計		423,194		462,632
評価・換算差額等				
評価・換算差額等合計		—		—
純資産合計		423,194		462,632
負債・純資産合計		550,598		569,878

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
営業収益				
運用受託報酬		99,294		98,505
委託者報酬		657,451		620,671
投資助言報酬		87,394		87,131
営業収益計	※1	844,139	※1	806,308
営業費用				
広告宣伝費		1,654		709
調査費		84,469		88,229
調査費		84,469		88,229
代行手数料	※1	241,742	※1	226,286
投資助言手数料		42,077		34,582
営業雑経費		58,310		55,508
通信費		886		785
印刷費		55,900	※1	53,054
協会費		1,463		1,609
諸会費		60		60
営業費用計		428,253		405,315
一般管理費				
給料		241,448		251,185
役員報酬		34,987		35,512
給料・手当		165,190		174,380
賞与		27,623		26,345
賞与引当金繰入		13,647		14,947
福利厚生費		3,995		4,333
交際費		1,213		920
旅費交通費		3,804		2,324
租税公課		4,970		4,700
不動産賃借料	※1	25,392	※1	25,392
役員退職金		550		—
役員退職慰労引当金繰入		2,080		2,300
固定資産減価償却費		6,957		10,230
諸経費		45,143		42,162
一般管理費計		335,555		343,549
営業利益		80,330		57,444
営業外収益				
受取利息	※1	2	※1	1
その他		0		0
営業外収益計		2		2
営業外費用				
為替差損		—		1
営業外費用計		—		1
経常利益		80,332		57,444
税引前当期純利益		80,332		57,444
法人税、住民税及び事業税		25,147		18,628
法人税等調整額		△82		△622
法人税等合計		25,065		18,005
当期純利益		55,267		39,438

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	200,000	21,097	146,829	167,926	367,926	—	367,926
当期変動額							
当期純利益	—		55,267	55,267	55,267	—	55,267
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	55,267	55,267	55,267	—	55,267
当期末残高	200,000	21,097	202,096	223,194	423,194	—	423,194

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・ 換算差 額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	評価・ 換算差 額等合 計	
		利益 準備金	その他	利益剰余金 合計			
			利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	200,000	21,097	202,096	223,194	423,194	—	423,194
当期変動額							
当期純利益	—		39,438	39,438	39,438	—	39,438
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	39,438	39,438	39,438	—	39,438
当期末残高	200,000	21,097	241,534	262,632	462,632	—	462,632

注記事項**（重要な会計方針）****1. 有価証券の評価基準及び評価方法****その他有価証券****時価のあるもの**

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法**(1) 有形固定資産**

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上方法**(1) 賞与引当金**

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
建物	2,612千円	3,014千円
器具備品	28,989千円	37,202千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
現金及び預金	98,020千円	232,098千円
未収収益	2,851千円	2,860千円
長期差入保証金	20,415千円	20,415千円
未払費用	—	1,489千円
未払代行手数料	39,428千円	30,793千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	110,788千円	110,754千円
代行手数料	163,786千円	154,604千円
不動産賃借料	25,392千円	25,392千円
印刷費	—	2,790千円
受取利息	2千円	1千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理体制は、資産査定規定に従い定期的に財務状況等を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	333,263	333,263	—
(2)未収委託者報酬	162,762	162,762	—
資産計	496,025	496,025	—

当事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	382,498	382,498	—
(2)未収委託者報酬	133,572	133,572	—
資産計	516,071	516,071	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2019年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	333,263	—	—	—
未収委託者報酬	162,762	—	—	—
合計	496,025	—	—	—

当事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	382,498	—	—	—
未収委託者報酬	133,572	—	—	—
合計	516,071	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	—	—	—
合計	—	—	—

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）ともに該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産		
貸倒償却	5,665	5,665
役員退職慰労引当金	1,814	2,518
賞与引当金	4,176	4,573
減価償却超過額	64	91
未払事業税	1,354	848
繰延税金資産 小計	13,074	13,697
評価性引当額	△5,665	△5,665
繰延税金資産 合計	7,409	8,031
繰延税金負債		
繰延税金負債 合計	—	—
繰延税金資産 純額	7,409	8,031

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.4%
住民税均等割	0.4%	0.5%
その他	△0.1%	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2%	31.3%

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	110,788
ちばぎん証券株式会社	58,800

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社千葉銀行	110,754
ちばぎん証券株式会社	58,800

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）ともに、該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）ともに、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	------------	-----	---------------	-------	-------------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	(株)千葉銀行	千葉県千葉市中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	投資一任契約 投資助言契約 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 役員の兼任	運用受託報酬の受領 投資助言報酬の受領 投資信託に係る事務代行手数料の支払 賃借料の支払	87,988 22,800 163,786 25,392	未収収益 未払代 行手数料 長期差 入保証 金	2,851 39,428 20,415
-----	---------	-----------	---------	-----	---------------------------	---	---	---	--	-----------------------------------

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)千葉銀行	千葉県千葉市中央区	145,069	銀行業	(被所有) 直接 40% 間接 15%	投資一任契約 投資助言契約 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託 本社事務所の賃借 役員の兼任 投資信託の募集の取扱いにかかる資料	運用受託報酬の受領 投資助言報酬の受領 投資信託に係る事務代行手数料の支払 賃借料の支払 交付目論見書・販売用資料の印刷費用	87,954 22,800 154,604 25,392 2,790	未収収益 未払代 行手数料 長期差 入保証 金 未払費用	2,860 30,793 20,415 1,489

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券(株)	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	—	投資助言契約	投資助言報酬の受領	58,800	—	—

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ちばぎん証券(株)	千葉県千葉市中央区	4,374	証券業	—	投資助言契約	投資助言報酬の受領	58,800	—	—

(注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資助言報酬に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)千葉銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	105,798円52銭	115,658円12銭
1株当たり当期純利益金額	13,816円78銭	9,859円60銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益 (千円)	55,267	39,438
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000	4,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2020年4月30日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：342,037百万円（2020年3月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2020年3月末日現在)	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社東邦銀行 ※	23,519百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社 ※	3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※オーストラリア・アジアREITファンド Aコース（為替ヘッジなし・毎月決算型）のみの取扱いです。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

株式会社千葉銀行は委託会社の株式の40%（1,600株）、株式会社東邦銀行は委託会社の株式の5%（200株）を所有しています。

（参考）再信託受託会社

- ①名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 但し、関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。
- ②設立年月日：2000年6月20日
- ③資本金の額：51,000百万円（2020年3月末日現在）
- ④事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- ⑤再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年10月28日	臨時報告書
2020年1月15日	有価証券報告書
2020年1月15日	有価証券届出書
2020年1月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

羽 柴 則 央

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているちばぎんアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ちばぎんアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

伊 藤 雅 人

印

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリア・アジアREITファンドAコース（為替ヘッジなし・毎月決算型）の2019年10月16日から2020年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリア・アジアREITファンドAコース（為替ヘッジなし・毎月決算型）の2020年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊 藤 雅 人

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリア・アジアREITファンドBコース（為替ヘッジあり・毎月決算型）の2019年10月16日から2020年4月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリア・アジアREITファンドBコース（為替ヘッジあり・毎月決算型）の2020年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊 藤 雅 人

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリア・アジアREITファンドCコース（為替ヘッジなし・年2回決算型）の2019年10月16日から2020年4月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリア・アジアREITファンドCコース（為替ヘッジなし・年2回決算型）の2020年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

ちばぎんアセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

伊 藤 雅 人

印

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリア・アジアREITファンドDコース（為替ヘッジあり・年2回決算型）の2019年10月16日から2020年4月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリア・アジアREITファンドDコース（為替ヘッジあり・年2回決算型）の2020年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。